

## 医療機関等のみなさまへ

本年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

制度施行に伴い、老人保健制度から変更となる点につきましてお知らせします。

### 【後期高齢者医療対象者資格について】

これまでの老人保健制度では、誕生日の属する月の翌月1日から老人保健の資格が発生していましたが、後期高齢者医療制度では次のようになりますので、被保険者証の確認をお願いします。

#### ○資格の取得（対象となる時）

熊本県内に住所を有する下記の方が被保険者となります。

1. 75歳になったとき（**75歳の誕生日当日から**）
2. 75歳以上の方が熊本県外から転入したとき
3. 65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があると広域連合が認定されたとき（認定日から）
4. 適用除外要件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止等）

**\* 現行の老人保健制度の対象になっている方は、平成20年4月1日の制度施行時から、資格を取得します。**

#### ○資格の喪失（対象から外れる時）

1. 熊本県外へ転出したとき
2. 死亡したとき
3. 65歳以上の方が、一定の障害の状態に該当しなくなったとき又は本人から障害の認定を取り下げる申し出があったとき
4. 適用除外要件に該当したとき（生活保護の開始等）

#### 【注意】

被保険者が月の途中で県内市町村間で転居した場合は、新しい被保険者証が発行され、保険者番号が変更となりますのでご注意ください。

## 【被保険者証について】

これまで、「健康保険被保険者証」と「老人保健医療受給者証」の両方で資格確認をしていましたが、平成20年4月1日からは新たに「後期高齢者医療被保険者証」が交付され、この被保険者証のみで確認をお願いします。

### 【注意】

これまで加入している国民健康保険または被用者保険の被保険者証や老人医療受給者証は平成20年4月1日からは使えなくなります。

### 【被保険者番号】

老人保健医療受給者証とは番号が異なります。

新たに“8桁の番号”になりますので、被保険者証で必ず確認をお願いします。

### 【保険者番号】

各市町村ごとに保険者番号が設定されています。

法別番号	都道府県番号	市町村番号	検証番号
3	9	4 3 □ □ □ □	□ □ □ □

※各市町村の保険者番号は、一覧表で御確認ください。

### 【限度額適用・標準負担額認定証・特定疾病療養受療証】

これまでと取扱いは変わりませんが、被保険者番号の確認をお願いします。

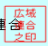
#### \*発効期日の記載

医療機関においてレセプトの作成にあたり、被保険者の記載事項（新たな保険者番号等）の効力を発した日を把握できるよう「発効期日」を記載しています。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年 7月31日  
 被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 住 所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

氏 名 広 域 太 郎 性 別 男  
 生 年 月 日 大 正 〇〇 年 〇 月 〇 日  
 資格取得年月日 平成20年 4月 1日  
 発 効 期 日 平成20年 4月 1日  
 交 付 年 月 日 平成20年 4月 1日  
 一部負担金の割合 1割

保 険 者 番 号

保 険 者 名 熊本県後期高齢者医療広域連合 


後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証  
 交付年月日 平成20年 4月 1日

被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 住 所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

被 保 険 者 氏 名 広 域 太 郎 男  
 生 年 月 日 大 正 〇〇 年 〇 月 〇 日  
 発 行 期 日 平成20年 4月 1日  
 有 効 期 限 平成20年 7月31日

適 用 区 分 低所得者 1


長 期 入 院 認 定 当 年 月 日

保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印 熊本県後期高齢者医療広域連合 

後期高齢者医療特定疾病療養受療証  
 交付年月日 平成20年 4月 1日

認定疾病名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 被保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

被 住 所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇  
 保 険 者 氏 名 広 域 太 郎 男  
 生 年 月 日 大 正 〇〇 年 〇 月 〇 日  
 発 行 期 日 平成20年 4月 1日

保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印  熊本県後期高齢者医療広域連合 

## ○被保険者証等の色について

### 各証の色（案）

	平成20年度 (4月～翌年7月)	平成21年度 (8月～7月)	平成22年度 (8月～7月)
被保険者証	水色	黄色	オレンジ色
限度額適用・標準負担額減額認定証	オレンジ色 (平成20年4月～7月)	黄色	オレンジ色
	水色 (平成20年8月～平成21年7月)		
特定疾病療養受療証	黄緑色	黄緑色	黄緑色

「被保険者証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、同色です。

ただし、制度施行時に交付する「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、オレンジ色になります。

\*平成21年度以降については、予定です。

## ○被保険者証の更新時期について

被保険者証の更新は、原則として毎年8月に一斉更新します。

ただし、制度施行時のみ有効期限は、平成20年4月1日から平成21年7月31日となっています。以降は、毎年8月に更新します。

熊本県後期高齢者医療保険者番号一覧

	市町村名	保険者番号					市町村名	保険者番号			
		法別	県	市町村	検証			法別	県	市町村	検証
1	熊本市	39	43	201	8	25	南小国町	39	43	423	8
2	八代市	39	43	202	6	26	小国町	39	43	424	6
3	人吉市	39	43	203	4	27	産山村	39	43	425	3
4	荒尾市	39	43	204	2	28	高森町	39	43	428	7
5	水俣市	39	43	205	9	29	西原村	39	43	432	9
6	玉名市	39	43	206	7	30	南阿蘇村	39	43	433	7
7	山鹿市	39	43	208	3	31	御船町	39	43	441	0
8	菊池市	39	43	210	9	32	嘉島町	39	43	442	8
9	宇土市	39	43	211	7	33	益城町	39	43	443	6
10	上天草市	39	43	212	5	34	甲佐町	39	43	444	4
11	宇城市	39	43	213	3	35	山都町	39	43	447	7
12	阿蘇市	39	43	214	1	36	氷川町	39	43	468	3
13	天草市	39	43	215	8	37	芦北町	39	43	482	4
14	合志市	39	43	216	6	38	津奈木町	39	43	484	0
15	城南町	39	43	341	2	39	錦町	39	43	501	1
16	富含町	39	43	342	0	40	多良木町	39	43	505	2
17	美里町	39	43	348	7	41	湯前町	39	43	506	0
18	玉東町	39	43	364	4	42	水上村	39	43	507	8
19	南関町	39	43	367	7	43	相良村	39	43	510	2
20	長洲町	39	43	368	5	44	五木村	39	43	511	0
21	和水町	39	43	369	3	45	山江村	39	43	512	8
22	植木町	39	43	385	9	46	球磨村	39	43	513	6
23	大津町	39	43	403	0	47	あさぎり町	39	43	514	4
24	菊陽町	39	43	404	8	48	苓北町	39	43	531	8

※保険者番号は、法別番号2桁、県番号2桁、市町村番号3桁、検証番号1桁、計8桁を組み合わせたものとなります。

## 【給付関連】

### 診療報酬明細書等の提出について

平成 20 年 4 月分からの被保険者に係る療養の給付に関する診療報酬等の請求は、**熊本県国民健康保険団体連合会**（以下「国保連」）へ提出をお願いします。

#### ○提出日

国民健康保険診療報酬請求書等の提出締め切り日と同じになります。

国保連へ郵送する場合 毎月 10 日必着

国保連へ持ち込む場合 毎月 10 日（ただし、土日祝祭日の場合は変更になります。）

※平成 20 年度の提出締め切り日については、国保連から受付日に配布された「日程表」をご参照ください。

#### ○支払予定日

提出した月の翌月末に「国保連」から支払われます。

3 月 31 日診療分までにかかる取扱いは、これまで通り社会保険診療支払基金又は、国保連へお問い合わせください。

熊本県後期高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条第 4 項の規定に基づき、療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払に関する事務を平成 20 年度は国保連に委託します。

## 【お問い合わせ先】

#### ○療養の給付に関する費用等の請求先

〒862-0911

熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号

熊本県市町村自治会館内

**熊本県国民健康保険団体連合会**

Tel : 096-365-1383（審査担当）

Fax : 096-368-6803

#### ○後期高齢者医療に関するお問い合わせ先

〒862-0911

熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号

熊本県市町村自治会館内

**熊本県後期高齢者医療広域連合**

Tel : 096-368-6511

Fax : 096-368-6577